

令和5年度

**指定障がい福祉サービス事業者等集団指導
（施設入所支援編）**

大阪市福祉局障がい者施策部

実地指導等における指導内容

1 運営に関する内容

2 給付費に関する内容

個別支援計画における最低限の見直し時期

提供する日中活動サービス	見直し時期
生活介護、就労継続支援B型	<u>少なくとも</u> <u>6月に1回以上</u>
自立訓練（機能訓練・生活訓練）、 就労移行支援	<u>少なくとも</u> <u>3月に1回以上</u>

非常災害対策

- 非常災害に関する具体的な計画（非常時の連絡体制網や地震を含む自然災害を網羅した避難マニュアルを含む）を策定し、従業者に周知してください。
- 非常災害に関する具体的な計画には少なくとも以下の項目を記載してください。
 - ・ 事業所の立地条件（地形等）
 - ・ 災害に関する情報の入手方法（避難情報等の情報の入手方法の確認等）
 - ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
 - ・ 避難を開始する時期、判断基準（避難指示発令時等）
 - ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
 - ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
 - ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等） 等）
 - ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
 - ・ 関係機関との連携体制
- 定期的な避難、救出その他必要な訓練を行い、日時や内容等を記録して下さい。
- 訓練実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めてください。

開所日数の取扱いについて



障害者支援施設等の開所日数の取扱いについて（平成28年3月31日付け事務連絡）
（開所日数の取扱い）

問 生活支援員等の必要数の算出に用いる「前年度の平均値」の算出に当たっては、当該年度の前年度の利用延べ数を開所日数で除して得た数とするとしているが、開所日数とは何を指すのか。

答 開所日数とは、基本的には運営規程で定める営業日をいうものであるが、例えば、障害者支援施設等が行う昼間実施サービスにおいて、運営規程上の営業日が土日を含めた日数になっていたとしても、土日に昼間実施サービスの利用者がなく、実質的に昼間実施サービスを提供していない場合は開所日数には含まれない。なお、生活介護の人員配置体制加算等の算定に当たり、前年度の利用者の数の平均値を算出する場合も同様である。

実地指導等における指導内容

1 運営に関する内容

2 給付費に関する内容

定員超過利用減算

利用者が定員を超過し、次のいずれかの基準に該当する場合は減算が必要です。
(利用定員50人以下の場合)

(1) 1日の利用者数 $>$ 利用定員 $\times$ 110%

→当該1日について利用者全員につき所定単位数の70%で算定

(2) 直近の過去3か月の利用者延べ数 $>$ 利用定員 $\times$ 開所日数 $\times$ 105%

→当該1月間について利用者全員につき減算



- 恒常的に定員を超過する状態が続く場合は、利用定員を増員するなど適切な対応に努める必要があります。
- 減算に該当しない範囲であっても、災害等の特別な事情のある場合などを除き、利用定員を超える場合には他事業所を紹介する等により対応してください。

サービス提供職員欠如減算

- 基準上必要とされる従業者の員数が満たされていない場合には、減算を適用する必要があります。



人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から、1割の範囲以内で欠如した場合はその翌々月から、人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について、所定単位数の100分の70で算定してください。

※減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、3月目から解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定することとなります。

サービス管理責任者欠如減算

- サービス管理責任者は利用者の数に応じ、常勤1人以上配置する必要があります。
- 基準上必要とされるサービス管理責任者の員数が満たされていない場合には、減算を適用する必要があります。



- サービス管理責任者については、指定基準に定める人員を満たしていない場合、翌々月から解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の70で算定してください。
- 減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、5月目から解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定してください。

個別支援計画未作成減算

- サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画を作成してください。
- 個別支援計画作成に係る一連の業務を適切に行い、その記録を残してください。
- これらが満たされていない場合、減算を適用する必要があります。



個別支援計画が作成されていない、又は作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、該当する月（減算が適用される月）から2月目までは、当該利用者につき所定単位数の100分の70で算定してください。減算が適用される月から3月以上連続して解消されない場合、3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間100分の50で算定してください。

重度障害者支援加算(Ⅱ)について①



(1) 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者または行動援護従業者養成研修修了者(以下「実践研修修了者」という)により、支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨の届け出を行い、かつ、支援計画シートを作成している場合に体制の評価として加算を算定することができます。(強度行動障害を有する者が入所していない場合は算定できません)

(2) 一日を通じて利用者に対する支援が確保されるよう、障害者支援施設基準と生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加え、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者が作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に、当該利用者に個別の評価として加算を算定することができます。

重度障害者支援加算(Ⅱ)について②



(3)体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業員が実践研修を修了し、支援計画シートの作成を行う場合も対象となります。なお、支援計画シート等については、対象となる利用者に対して関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うため、1日の活動の支援に係る支援計画シート等の作成が適切に行われるよう留意してください。

(4)個別の支援の評価については、基礎研修修了者1人の配置につき5人まで算定でき、適切な支援を行うため、施設入所支援の従事者として4時間程度は従事する必要があります。

以上で、令和5年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導（施設入所支援編）を終わります。

大阪市HPにおいて、今回のスライド資料や その他 参考資料等を掲載していますので、あわせて御確認ください。

なお、受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。

